第明治二十五種郵便物認可

別記様式第６の２（第15条関係）

指　定　書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項の規定に基づき、指定します。

記

１．指定会社の名称

２．主たる事務所の所在地

３．認定区域計画に定められている特定事業（課税の特例措置活用事業）の内容

４．指定の有効期間

（１）この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。

（２）特定株式投資契約の締結日において国家戦略特別区域法施行規則第14条各号に掲げる要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

（３）この指定は、国として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではない旨を当該投資家に対して伝達してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の２（第15条関係）

指　定　書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項の規定に基づき、指定します。

記

１．実施する事業が国家戦略特別区域法施行規則第13条に該当すること。

（１）資本金額　　万円

（２）従業員数　　人

（３）設立年月日　　年　月　日

（４）特定事業の内容

２．国家戦略特別区域法施行規則第14条第２号イからホまでのいずれかに該当すること。

３．国家戦略特別区域法施行規則第14条第１号及び第３号から第８号までに該当すること。

（１）同規則第13条に規定する特定事業のうち、認定区域計画に定められている特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

（２）確認事業実施計画に係る特定事業を適正に実施すると認められること。

（３）外部資本が１／６以上であること。

（４）未上場会社であること。

（５）大規模会社の子会社でないこと。

（６）風俗営業等を行っていないこと。

（７）特定株式投資契約を締結する株式会社であること。

（１）この指定書は、　年　月　日まで有効です。

（２）この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。

（３）特定株式投資契約の締結日において国家戦略特別区域法施行規則第14条各号に掲げる要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

（４）この指定は、国として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。